

4. 採血副作用にかかる救済措置について

(1) 見舞金の対象範囲

- 1) 献血による採血が直接の原因となって受けた事故(日赤側の過失の有無、責任の有無にかかわらず)
- 2) 血液センターの自動車による送迎中、運転者の過失により受けた事故
- 3) 前 1), 2)のほか献血に関連して受けた事故
- 4) 見舞金の種類
 - ①本社規定の献血者事故見舞金 ア) 傷病見舞金
イ) 障害見舞金
ウ) 遺族見舞金
 - ②血液センター独自の事故見舞金（下記治療費、交通費等）
- 5) 給付方法
 - ①本社規定の献血者事故見舞金として支出
 - ②意思賠償保険による支出
 - ③血液センターの判断による支出

(2) 被害者の見舞金請求の方法

- 1) 治療費 ① 本人が治療費を支払った場合→その領収書を送付いただく
② 事前に受診医療機関と血液センターの連絡が取れている場合
→医療機関から直接センターあて請求書を送付いただくかセンター職員が立て替える(受診日当日の献血者の自己負担なし)。
- 2) 交通費 実費を後日請求していただく（タクシーの場合は領収書添付、鉄路、バス代等についてはセンターが提示した様式に記入していただく）
- 3) その他 上記①②以外の実費相当額分以外については、施設と献血者との交渉（保険会社等第三者が入る場合もある）により、示談書等取り交わすことにより慰謝料・休業損害等支払う場合がある。

(3) 見舞金支払いにかかる判定の仕組み

1) 判定基準（別添参照）

献血者事故見舞金贈呈内規（昭和 44 年 4 月 21 日付副社長通知）による

- ① 献血による採血が直接の原因となって受けた事故
- ② 血液センターの自動車による送迎中、運転者の過失により受けた事故
- ③ 前各号のほか献血に関連して受けた事故

2) 判定機関

医師賠償責任保険引受会社並びに本社・血液センター

3) 判定者

医師賠償責任保険引受会社の担当者並びに本社・血液センター内部職員による合議、または弁護士、関係者等による助言による判断。

4) 判定の手順・方法

献血事故発生後、直ちに医師賠償責任保険引受会社の各都道府県ごとの担当窓口へ報告後、献血による日赤側の過失の有無、責任の有無等を判断し、報告センターとの支払いについての調整を行なう。

5) 判定期間

個々のケースにより相違があるが、即時対応が解決への大きな要因となるため、各センターにおいては、保険適用の有無にかかわらず、献血者負担分等については立替払いを行なう。

(4) 見舞金確保の方法

全国各血液センターからの拠出による

(5) 見舞金及び医療業務賠償責任保険等以外の枠組みで対応している健

康（事故）被害、見舞金の特例等の実例

該当なし

(6) 平成 16 年 4 月における献血者事故見舞金の積立額又は支出可能額

血液の安全性確保及び安定的供給並びにその他血液事業の緊要の経費に充当するための「血液事業資金」として 9,620,600,738 円を保有している。

「献血者事故見舞金」はその使途のひとつではあるが、今後、多額の安全対策費が必要となるため、資金の大部分をこれに充當する予定である。

○献血者事故見舞金贈呈内規

(昭和44年4月21日血経第104号 各支部長あて副社長通知別紙)

改正 昭和50年4月血経第63号	昭和55年10月血経第 74号
昭和57年7月血経第67号	昭和58年3月総務第 41号
昭和59年6月血経第39号	平成11年11月血管第310号

(目的)

第1条 この内規は、日赤の行う血液事業に協力した献血者が、献血に際し発生した人身事故(以下「事故」という)により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合に見舞金を贈り、その善意にむくいるとともに献血事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この見舞金の贈呈は、献血者が次の事故を受け、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合においてこれを行う。

- (1) 献血による採血が直接の原因となって受けた事故
- (2) 血液センターの自動車による送迎中、運転者の過失により受けた事故
- (3) 前各号のほか献血に関連して受けた事故

(見舞金を贈る者)

第3条 この見舞金は、当該事故のあった血液センター(以下「当該血液センター」という)の所長が贈るものとする。

(見舞金の種類)

第4条 この内規により献血者に贈る見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 傷病見舞金(献血者が負傷、又は疾病にかかった場合、その者に対して贈る見舞金)
- (2) 障害見舞金(献血者が負傷、又は疾病にかかり、一応の治ゆ後なお身体に著しい障害が存するとき、その者に対して贈る見舞金)
- (3) 遺族見舞金(献血者が死亡した場合、その者の遺族に対して贈る見舞金)

(見舞金の額)

第5条 前条各号の見舞金の額は、次に掲げる限度額の範囲内において、献血者の事故の程度に応じ、かつ事故の発生原因その他の事情を考慮し、当該血液センター所長がこれを定める。ただし、その額が10万円を超える場合は、中央血液センターにあっては、社長の、支部長所管の血液センターにあっては支部長の承認を受けて血液センター所長がこれを定める。

- (1) 傷病見舞金 別表第1に定める
- (2) 障害見舞金 別表第2に定める
- (3) 遺族見舞金 最高670万円以内

2 献血者に特別の事情があるときは、社長の承認を受けて前項各号に定める限度額を超える額の見舞金を贈ることができる。

(見舞金の制限)

第6条 この見舞金の贈呈は、事故発生の日から1年を経過した後においては行わないものとする。

(遺族見舞金を受ける者)

第7条 遺族見舞金を受けるべき遺族の範囲及びその順位等については、日本赤十字社救護規則第28条の規定を準用するものとする。

(本社交付金)

第8条 本社は、この内規による見舞金として血液センターが支出する費用の100分の90に相当する額を当該血液センターに対して交付するものとする。ただし、見舞金の額が7万円以内の場

合は交付しない。

(本社交付金の申請)

第9条 支部長又は中央血液センター所長は、前条の規定による交付金の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書に様式第2による調書及び次に掲げる書類を添付して、社長に提出しなければならない。

(1) 傷病見舞金については、医師の診断書

(2) 障害見舞金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
(3) 遺族見舞金については、医師の死亡診断書

(交付金額の決定)

第10条 社長は、前条の申請があったときは、審査のうえ交付額を決定し、当該血液センター所長に交付するものとする。

(交付金額の減額)

第11条 当該事故により、血液センターが受取り又は受け取るべき自動車損害賠償責任保険、自動車保険普通保険その他これに類する給付金があるときは、見舞金額から当該給付金の額を控除した額について交付額を決定する。

(交付金の支出)

第12条 この交付金は、本社の血液事業資金から支出するものとする。

(内規の準用)

第13条 この内規は、血液センターにおける血液製剤の製造上又は管理上の原因により事故を受けた者に対して準用する。

別表第1

傷病見舞金

療養期間	金額
10日 以内	2万円以
11日 以上20日 以	5万円以
21日 以上1カ月未	7万円以
1カ月以上2カ月未	15万円以
2カ月以上3カ月未	23万円以
3カ月以上4カ月未	30万円以
4カ月以上5カ月未	38万円以
5カ月以上6カ月未	46万円以
6カ月以上7カ月未	53万円以
7カ月以上8カ月未	61万円以
8カ月以上9カ月未	69万円以
9カ月以上10カ月未	76万円以
10カ月以上11カ月未	84万円以

11ヶ月以上	1年以	92万円以
--------	-----	-------

備考 この表における療養期間とは、医師の診断により、当該負傷又は疾病の療養に要すると認められた期間とする。

別表第2

障害見舞金

障害等	金額
1級	850万円以
2級	760万円以
3級	670万円以
4級	580万円以
5級	500万円以
6級	420万円以
7級	350万円以
8級	280万円以
9級	220万円以
10級	170万円以
11級	120万円以
12級	89万円以内
13級	57万円以内
14級	32万円以内

備考 この表における障害等級の区分については、日本赤十字社救護規則の別表第4の附表に掲げる等級の区分によるものとする。

また、被災者の身体障害の程度によるこの表の適用については、同規則の別表に掲げる障害扶助金の項の備考の欄に定めるところを準用するものとする。

様式第1

号

年 月 日

日本赤十字社 社長 殿

日本赤十字社 支部長 印

献血者事故見舞金の贈呈に伴う交付金交付申請書

献血者事故見舞金贈呈内規に基づき、下記のとおり見舞金を贈呈するので交付金を交付されたく、関係書類を添えて申請致します。

記

1 事故を受けた献血者の氏名

2 見舞金の種類

3 見舞金の決定金額

4 交付金の交付申請額

5 その他

様式第2

献血者の事故に関する調査

(申請 年 月 日)

事故の種別		血液センター名					
被災者	1 氏名	2 性別	3 年齢	4 住所	5 職業 [勤務先及び職名を明記すること]		
					6 献血回数		
事故発生の状況	7 事故発生の日時		8 事故発生の場所				
	9 事故発生の原因ならびにその当時の状況 (具体的に詳記すること)						
10 事故発生後、関係者及び血液センターのとった措置							
11 初診時における傷病名及び傷病の程度					14 死亡した場合は、その死因及び死亡日時		
12 初診時以後の経過と現在の状態							
13 本人の平常における健康状態及び事故当時の心身の状態							
15 上記傷病につき療養の給付を受け得る社会保険の加入状況		健保、国保、その他社会保険の種別、保険者の名称ならびに当該保険の給付の率を記入すること					
16 血液センターが受取り又は受けとるべき自動車損害賠償責任保険自動車保険普通保険その他これに類する給付金とその額		名称 額					
17 家族の状況	主なる親族の氏名	本人との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	備考	
18 その他の参考事項							
上記のこととは、事実と相違ないことを証します。 年 月 日							
					調査責任者職氏名	印	

(注) 1 「事故の種別」の欄には、負傷、疾病、障害の状態又は死亡と記入すること。

2 この表の各欄の中で、該当しないものについては斜線を引き、また調査不能のものについては「不明」と記入すること。

○献血者事故見舞金の贈呈について

(昭和44年4月21日血経第104号 各支部長あて副社長通知)

改正 昭和50年4月血経第63号 昭和55年10月血経第 74号
昭和57年7月血経第67号 昭和58年3月総務第 41号
昭和59年6月血経第39号 平成11年11月血管第310号

昭和43年11月1日本達甲第3号をもって、日本赤十字社災害等資金規程が改正施行され、本社及び各支部において積立てる災害等資金の中から、同資金規程第5条第5号に掲げる「献血者が事故にあった場合の見舞金」を支出し得ることになったことに伴ない、今般別紙のとおり献血者事故見舞金贈呈内規(以下「内規」という)が定められたので、下記事項御留意のうえその運用に遺憾のないよう取り扱われたく通知します。

記

第1 総則的な事項

- 1 この内規は、日本赤十字社の行う血液事業に協力した献血者が、献血に際し事故を受けた場合、速やかに適切な措置を執り得るよう見舞金贈呈の基準を定めるとともに、血液センターの財政負担の軽減を図るために本社交付金の制度を設けることとしたものであること。
- 2 献血者が、献血に際して事故を受けた場合、その事故に関する問題解決の態様如何によつては、この見舞金は賠償金としての意味をもつ場合もあること。
- 3 この内規による見舞金の贈呈の対象は、内規第2条に定める範囲のものであるが、特に献血が間接的な原因となる事故については事故の原因状況等を十分調査して、献血に起因するものか否かを見て、見舞金贈呈の要否を判断すること。
- 4 見舞金の贈呈は、時機を失すことなく誠意をもって処理するよう配慮すること。

第2 見舞金に関する事項

- 1 見舞金の贈呈は、内規第3条により当該血液センターの所長が贈ることとなっているが、事故の態様その他諸般の状況に応じて適宜支部長名をもって行って差支えないこと。
- 2 この内規による見舞金を贈呈することが適当と認められたときは、事故の原因その他の事情について十分調査を行い、必要がある場合は、目撃者、その他の関係者から事実証明等の調書をとり、かつ必ず医師の診断書を徴し、これらにもとづいて見舞金の額を決定すること。
- 3 すでに見舞金の贈呈を受けた献血者が、その療養期間中において、更に症状が悪化し、当初の診断による療養期間を過ぎてもなお引続き療養が必要となった場合は、必要に応じて見舞金の追加贈呈を行うことができるものであること。
- 4 次の場合に該当するときは、その賠償又は給付もしくは補償を受ける額等を考慮し、内規第5条に掲げる見舞金の額を減ずるものとすること。
 - (1) 第三者の故意又は過失によって生じた事故である場合において、献血者又はその遺族が当該第三者から損害賠償を受けたとき、又はこれを受け得ることが明らかなとき。
 - (2) 献血者が、健康保険その他の社会保険の被保険者であつて、医療費について10割の給付を受け得るとき。
- 5 内規第5条第2項に定める見舞金の贈呈の特例については、通常の場合は予想されないものであるが、支部長又は中央血液センター所長が真に増額を必要とするやむを得ない事情があると認めたときは、その詳細な理由を付して必ず事前に社長の承認を受けること。
- 6 献血者が死亡した場合に贈呈する遺族見舞金は、日本赤十字社救護規則第28条の規定を準用することとするものであるが、この場合の遺族の順位の確認については、特に慎重を期し、戸籍謄本又は住民票その他の書類の提出を求め、当該献血者と遺族の身分関係を調べた上で見舞金を贈呈するものであること。

第3 本社交付金に関する事項

- 1 内規第9条によって、支部長又は中央血液センター所長から申請された本社交付金の基礎

となるべき見舞金の額が、この内規に定める基準に照らして適当でないと認めたときは、交付金の交付を行わないか又は、本社が査定した見舞金額による100分の90を交付額として決定し、当該血液センターに交付するものであること。

- 2 当該事故について、血液センターが受取り又は受け取るべき自動車損害賠償責任保険、自動車保険普通保険、その他これに類する給付金があるときは、血液センターが支出する見舞金額からこれらの給付金を控除した額について交付額を決定し交付するものであること。

第4 本社交付金の申請手続に関する事項

- 1 本社交付金の申請にあたって、当該見舞金の額が、内規第5条に定める額より低い場合は、その額を減じて決定した事由を申請書(内規第9条の様式第1によるもの)の「その他の参考事項」の欄に、必ず記載すること。
- 2 献血者に対して傷病見舞金を追加贈呈する場合、献血者が療養の結果障害の状態となったことに伴ない、あらためて障害見舞金を贈呈する場合、又は傷病見舞金の贈呈を受けた献血者が死亡したことによつて遺族見舞金を贈呈する場合において本社交付金の申請を行うときは、申請書に必ずその旨を追記し、かつ前回の見舞金を贈呈した時期及び金額を書き添えること。なおこの場合、すでに前回の見舞金に伴う交付金の交付を受けたものについては、内規第9条に定める調書を添付する必要はないが申請書の「その他の参考事項」欄に、必ず次の事項を記載すること。
 - (1) 傷病見舞金又は障害見舞金にあっては、前回の申請時以後の経過と現在の症状又は状態
 - (2) 遺族見舞金にあっては、前回の申請時以後の経過とその死亡日時及び死因ならびに見舞金を受ける者の住所、氏名及び献血者との続柄
 - (3) その他前回の申請時に添付した調書の記載事項の中で特に変動があった事項、又は追加すべき事項
- 3 傷病見舞金の贈呈に伴なう本社交付金の申請にあっては、その申請前7日以内に発行された医師の診断書を添付すること。

第5 その他の事項

- 1 この内規は、血液センターにおける血液製剤の製造上又は管理上の直接の原因により輸血を受けた患者が、事故を受け、見舞金を贈る必要が生じた場合に、準用するものであること。
- 2 この内規による見舞金の贈呈を受けた者については、所得税法第9条第1項第16号の規定により、同法施行令第30条第3号に定める「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」の条項に該当(国税庁、特別審理室の見解による)し、非課税扱いを受けるので、これを受領する献血者又はその遺族が、これによって所得税を課せられることはないこと。
- 3 この内規による見舞金の支出に伴ない、血液センターの負担額(100分の10)の範囲内において、支部の災害資金の中から、適宜繰出し負担されるよう配意されたいこと。
- 4 この内規は、昭和44年4月1日以降に発生した事故について適用するものであること。

別紙 略

○献血者事故見舞金贈呈内規についての照会に対する回答

(昭和44年12月3日血経第256号 各支部事務局長あて血液事業部長通知)

今般北海道支部事務局長より献血者事故見舞金贈呈内規の疑義について別紙(1)のとおり照会があり、別紙(2)のとおり回答したので御了知願いたい。

別紙(1)

献血者事故見舞金贈呈内規の疑義について照会

(昭和44年10月24日赤北事第832号 日本赤十字社血液事業部長あて日本赤十字社
北海道支部事務局長照会)

献血者事故見舞金贈呈内規について下記の諸点につき疑義がありますので至急ご見解をお示し
いただきたくお願ひをいたします。

記

- 1 第2条(1)の「献血による採血が直接の原因となって受けた事故」の中に採血の準備行為である血液型判定等によって生じた事故が含まれるか
- 2 第2条(2)の「血液センターの自動車による送迎中」の意味は献血を要請した献血者の使用した自動車による事故が含まれるか
- 3 第2条(3)の「前各号の外献血に関連して受けた事故」の具体的な事例について
- 4 第4条(2)の「傷害見舞金」は第6条見舞金の制限により1年を経過した後においては贈呈しない事となっているが後遺症との関連においてこの1年間という制限はどの様に解釈したらよいか

別紙(2)

(昭和44年12月3日血経第256号 日本赤十字社北海道支部事務局長あて日本赤十字社
血液事業部長回答)

昭和44年10月24日赤北事第832号をもって照会のあった標記の件については、下記のとおり回答します。

記

(照会の第1項について)血液型判定等の行為が、採血の際の事前の準備行為としておこなわれるものであるならば、それによって生じた事故は、当然含むものであること。

(照会の第2項について)第2条(2)は、血液センターの自動車による場合に限るものであること。

ただし設問の場合の事故については、献血者事故見舞金贈呈内規第2条(3)の「前各号の外、献血に関連して受けた事故」の項において検討されることとなるが、個々の具体例にもとづき、その事故の発生の態様等を明らかにして結論を出すべきものであること。

(照会第3項について)前項の事例もこの事故の範囲に含まれる性質のものであるが、例えば、献血者が、血液センターの階段や、移動採血車のステップを踏みはずして事故を受けた場合或は照明用のスタンドが倒れ事故を受けた場合、その他血液センターの建物や設備の不完全、使用管理上の欠陥等により事故を受けた場合が考えられること。

(照会第4項について)個々の事例により1年の経過後において見舞金を贈呈することの必要性が生ずることも皆無とは云い難いが、見舞金としての性質もあり、この内規の建前として見舞金贈呈の期限を事故発生の日から一応1年としたものであること。